

広報

'83

6・1

No. 234

発行 秋穂町役場

あいお



「ヨーイ…」

(体力づくり町民体育大会)
(体育協会各部リレーから)

今月の主な内容

- | | | |
|-----|-----|------------------------------------|
| 2 | ページ | 国民健康保険税の税率を引き上げなど |
| 3 | ページ | 選挙豆事典 — 比例代表制 |
| 4 | ページ | あなたも参加しませんか — 知っていると得をする消費生活1日教室など |
| 5 | ページ | 道路運送車両法の改正など |
| 6・7 | ページ | みんなの健康 |
| 8・9 | ページ | 公民館だより |
| 10 | ページ | 郷土小史 |
| 11 | ページ | 税金など |
| 12 | ページ | お知らせ |

国民健康保険税の税率引き上げ

国民健康保険は、地域医療保険として国民健康保険加入者の皆さんの医療、出産、葬祭費用等の給付をするたいせつな保険制度で、その国民健康保険を運営する財源は、主に国の負担金と皆さんが納付される国民健康保険税によって賄うことになっておりますが、近年の医療費は、新しい医療機器や医学の進歩により年々増加の傾向を示し、国保財政にも必然的にその影響を及ぼし、本年度秋穂町国民健康保険税も税率を引き上げ、国保財政の確保を図ることにいたしました。

秋穂町の国民健康保険における最近一人当たりの医療費と保険税の推移は、表1のようになっておりますが、昭和五十四年度と昭和五十七年度を対比しますと、この四年間で保険税は一九％、医療費は二九％弱もの伸びを示しております。

本町では、このように医療費が増加しながらも、現在まで国民健康保険加入者の負担増は、国保繰越財源等の運用により、極力避けよう運営に努めてまいりました。その繰越財源も昭和五十七年度末には、底をついてしまい、現状のままでは昭和五十八年度国保会計に財源不足が見込まれる状況

であります。不足する財源は、原則として国民健康保険税により措置されるべきものであります。国民健康保険加入者の負担軽減調整を図るため、一般会計から国保会計への助成額を増額することにいたしました。

しかしながら、一般会計も厳しい財政事情下にあつて、助成増額にも限度がありますことから、やむなく税率を表2のとおり改めることにより、国保財政の調整を図ることになりました。

国民健康保険加入者のかたには税負担が増加しますが、国保財政についてご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

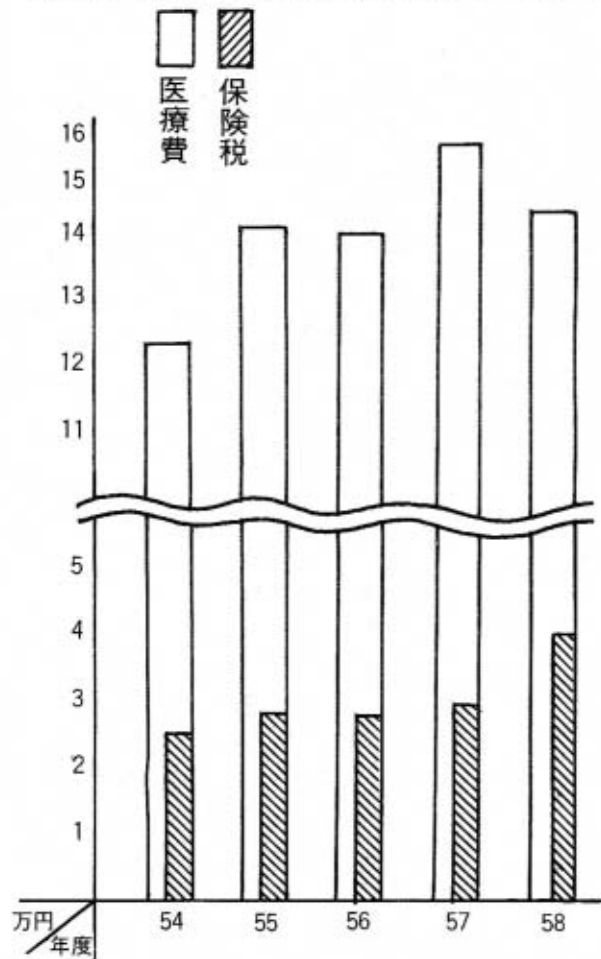
以上、ご説明いたしましたとおり、保険税は、皆さんの病気やケガをされたとき、その費用にあてる重要な財源になり、国民健康保険事業運営の上で、皆さんのご協力を最も必要とするものであります。

また、皆さんには、定期的に健康診断を受けるなど、日ごろから自分の健康管理にはじゅうぶん心がけて、健康で明るい毎日をお過ごしください。健康であることが、保険税の負担を軽くすることにつながります。

〔表2〕 昭和58年度秋穂町国民健康保険税率表

区分	旧税率 (57年度)	改正税率 (58年度)	備考
所得割	5.5 100	6.7 100	一世帯の賦課限度額は280,000円
資産割	50 100	55 100	
均等割	6,500円	10,340円	
平等割	10,000円	15,000円	

〔表1〕 年度別1人当たり医療費と保険税の推移



(注) 昭和58年度1人当たり医療費が前年度と比較し減少しているのは、老人保健法の施行に伴ない老人保健対象者の医療費を56年度の医療費を対象として試算しているからであります。

住みよい環境を目指して

6月5日～11日

第11回環境週間

一九七二年六月、国連人間環境会議で「人間環境宣言」が採択され、これを記念し、世界各国では毎年六月五日を「世界環境デー」として環境問題の重要性を認識するためのいろいろな行事が行われてきました。本年は十一回目を迎えた環境週間です。

本町においても環境衛生清掃月間を設定し、次の事項を実施することいたしました。ご協力ください。

- ①区内の川、あき地、住居周辺のゴミ焼却、清掃および運搬処理。
- ②下排水溝および衛生害虫の発生源となる施設や場所を防除する。



選挙豆事典

比例代表制

改正された参議院選挙制度

金のかからない選挙を実現するため、参議院全国区制の選挙方法が改正され、わが国で初めての比例代表制による選挙制度が導入されました。近く予定されている参議院議員選挙は、この制度の下で実施されます。この制度の概要は次のとおりですが、国において、この選挙制度をじゅうぶ理解していただくため、各世帯にチラシの配布を計画しております。チラシは到着次第配布することにしておりますが、この制度について不明な点は、町選挙管理委員会に遠慮なくお問い合わせください。

◎個人本位の選挙から 政党本位の選挙へ

これまでの参議院全国区制の選挙は、広大な選挙区であるため、有

権者にとっては候補者の選択が困難であり、候補者にとっては膨大な経費を要するなどの著しい弊害がありましたので、従来の個人の候補者が中心となつてする選挙を改め、政党が中心となつてする比例代表制の選挙とされ、名称も比例代表選出議員の選挙と改められました。(地方区の選挙の名称も選挙区選出議員の選挙と改められました。が、制度の内容に変更はありません。)

◎比例代表選出 議員選挙の立候補

比例代表選出議員選挙の立候補は、一定の要件を満たしている政党その他の政治団体(以下「政党」といいます。)が候補者名簿を提出して行います。したがって、他の選挙のように個人による立候補は認められません。

◎候補者名簿

比例代表選出議員選挙の候補者となるためには、政党の提出する候補者名簿に記載されなければなりません。

候補者名簿に記載されることのできる者は、政党に所属する者か所属していなくても政党が推薦する者でよいことになっており、広い範囲から人材を求めることができるようになっていきます。

この候補者名簿は、政党が作成

するもので、この名簿に誰を登録し、どのような順位で登録するかは、各政党が任意に決定することになります。その決定は適正に行うことが求められています。

◎投票の方法

比例代表選出議員選挙は、候補者中心の選挙から政党中心の選挙へ変わったことにより、投票用紙には政党その他の政治団体の名称または略称を記載することになります。個人の氏名を記載すると無効となります。(同時に行われる選挙区選出議員の選挙は従来どおり候補者の氏名を記載します。)

◎当選人の決定

比例代表選出議員選挙の当選人の決定は、
①まず各政党の得票数に比例して各政党に配分する当選人の数を決めます。
②次に各政党に配分された当選人の数まで、各政党ごとに、候補者名簿に記載された順位により、当選人を決定します。

③なお、①において各政党の得票数に比例して配分する当選人数を算定する方式として、簡明なドント式(例参照)を用います。

説明

A党、B党及びC党が候補者名簿を提出し、それぞれ四人、三人、二人の候補者が登録されていたとします。説明の都合上、選挙すべき議員の数は六人とします。

名簿届出政党等名	A党	B党	C党
名簿登載者数	4人	3人	2人
得票数	1,000票	700票	300票
除数	1 ① 1,000	② 700	⑥ 300
	2 ③ 500	④ 350	150
	3 ⑤ 333 $\frac{1}{3}$	233 $\frac{1}{3}$	
	4 250		
当選人数	3人	2人	1人

(例)

①まず各政党の得票を一、二、三……の名簿登載者数までの整数で除します。
②次に除して得られた商が表のように出てきますので、その商の一番大きい数値から順に数えていって選挙すべき議員の数(この例の場合六番目)まで各政党に配分する当選人数を決めます。
③その結果A党には三人が配分されますので、候補者名簿に記載された順位により上位三人が当選人となります。B党、C党の当選人についても同様です。

◎選挙運動

従来の候補者個人を中心とした選挙運動から、政党を中心とした選挙運動へ大きく変わりました。したがって、従来の全国区制の選挙において候補者個人に認められていた選挙運動用の自動車、はがき、ビラ、ポスター、個人演説会などは禁止されました。

候補者名簿を届け出た政党の行うことのできる選挙運動は、次のとおりです。

- ①新聞広告、政見放送、選挙公報名簿登載者の数に応じて公営で行われます。
- ②選挙事務所の設置
各都道府県ごとに一か所設置することが出来ます。
- ③選挙区選出議員の選挙の選挙運動に伴う比例代表選出議員の選挙の選挙運動

選挙区選出議員の選挙運動の中で比例代表選出議員の選挙の選挙運動をすることが出来ます。

なお、電話、個々面接などの選挙運動は従来どおり、だれでも自由に行うことが出来ます。



あなたも参加しませんか

知っているのと得をする消費生活一日教室

県消費生活センターでは、知っているのと得をする消費生活一日教室の受講生を次のとおり募集しています。

開設場所 山口県消費生活センター
山口市葵二丁目六一二(電話 山口二四一〇九九)

募集人員 約八十人
申し込み方法 各受講日の一週

開設期間とテーマ 表のとおり

開催月日	テーマ
6月15日(水)	しろありから住まいを守ろう (小さな虫から大きな被害)
7月20日(水)	意外に知らない電話の知識 (電話料, 上手に使えばこれだけお得)
8月24日(水)	手づくりおやつのおすすめ (子どもが喜ぶお母さんの味)
9月22日(木)	暮らしの中の合成洗剤 (合成洗剤の問題点をさぐる)
10月14日(金)	手軽な運動で健康づくり (足を伸ばそう, 手を伸ばそう, 若さ)と健康保つため
11月16日(水)	家庭の火災予防 (火事から生命と財産を守る知恵)
12月14日(水)	奥様利殖術 (生活設計・貯蓄から)
59年 1月20日(金)	食生活と成人病 (家族の健康・食事から)
2月15日(水)	酔を生かす主婦の知恵 (見直そう酔の効用)
3月14日(水)	バーゲンセールと消費者心理 (ホントにお買い得?)

※ 時間はいずれも午前10時から12時まで

間前までに、住所、氏名をはがきか電話で消費生活センターへ。
受講料 無料



町消費生活モニター・県くらしの相談員決まる

消費生活上に起るいろいろな問題について、皆さんの声を行政に反映させるため、消費者と行政を結ぶパイプ役をしてくださる町消費生活モニターと県くらしの相談員が、次のとおり決まりました。

消費生活に関することならどんなことでも結構です。お気軽にご相談ください。(敬称略)

- ▽秋穂町消費生活モニター
▽濱崎敬子(天神町) ▽田中京子(中条) ▽倉橋加代子(浜内)
- ▽山口県くらしの相談員
村本壽満子(下村)

セールスマンがお宅に来たら

訪問販売を受けたときのご注意



- ① その商品が本当に必要かよく考えてから契約しましょう。
- ② 必要でなければ勇気を持って断りましょう。
- ③ 契約(または申し込み)をしたときは、書面が渡されます。
- ④ 内容をよく読んで、確認した後で印鑑を押しましょう。
- ⑤ 現金販売のときは、領収書が渡されます。たいせつに保管しましょう。

クーリングオフ

契約した商品が本当に必要なか冷静に考え直す期間(四日間)です。四日以内なら契約の解除(または申し込みの撤回)ができます。解

除(または撤回)をするときは、電話でなく必ず書面(できれば内容証明郵便)で申し出ましょう。

クーリングオフができない場合があります

- ① 商品を受け取り、代金を全額支払ったとき。
- ② 化粧品など消耗品で、消費すればクーリング・オフができない旨を告げられた場合で、一部消費したもの。
- ③ 乗用自動車

ご購入ですか訪問販売員登録制度

①(社)日本訪問販売協会では、訪問販売員の資質の向上を図るため登録制度を設け、逐次、業種ごとに訪問販売員に「教育登録証」を発行しています。
②通商産業省もこの制度の充実を指導しています。

消費生活相談窓口

山口県消費生活センター
(電話 山口 24-0999)

町役場企画室
(電話 2121 ・ 有線 2312)

「道路運送車両法」の改正 車検期間が延長されました

七月一日から自動車の「健康診断」ともいえる車検の期間が延長されます。と同時に、定期点検の点検項目が簡素化され、特に六か月ごとに行う定期点検は、自動車の構造・装置について基礎的な技術知識を持つユーザーであればできることとなります。

これらの変更は「道路運送車両法」の改正に伴う関係省令の改正により実施されるものです。主な改正点について紹介しましょう。

◎新車に限り「車検期間」が二年から三年に延長

自家用乗用車の新車初回の車検有効期間が、いままでの二年から三年に延長されます。適用されるのは昭和五十八年七月一日以後に新車として購入した自家用乗用車です。

従来、自家用乗用車の車検は二年ごとに行われていたわけですが、今回の法律改正により、新車に限り最初が三年目に、次からは二年おきに車検を受けることとなります。と同時に、初回の六か月点検が不要になります。

◎六か月点検が自分でもできるようになりまし

自動車の装置や部品などは技術進歩のおかげで、耐久性はかなり

向上しています。それにより、自動車の点検項目を簡素化することができるようになりました。特に六か月ごとに行う定期点検は、自動車の構造・装置に関する基礎的な技術知識を持っているユーザーであれば、自分でできるといえる簡単なものとなります。



21世紀の森が山口市北部にオープンしました

「二十一世紀の森」は、西中国山地の西端、山口県の中央部に位置し、四季を彩る多様な樹林と萩往還寺の歴史的遺跡とで構成される森林地帯です。

このような味わい深い環境に囲まれて、森林学習展示館、キャンプ場、野鳥の森、世界の森、トリムコースなどが点在し、これらと数多くの遺跡が歴史の道、萩往還、中国自然歩道、自然観察道などで結ばれています。

「二十一世紀の森」は、森林と遺跡を通じて青少年たちが歴史を回顧し、二十一世紀を展望してたくましい防長っ子に育っていくための、また、一般国民のかたが緑の中で心身の活力をかん養してい

ただくための森です。

研修室（森林学習展示館内）と、夏木原キャンプ場の使用については、次の手続きに従ってください。

△使用申し込みの手続き▽

一、あらかじめ電話その他の方法で、利用予定の日時、人員、内容などについてお問い合わせください。

二、問い合わせの結果、利用が可能であれば使用の日から十日前までに所定の使用申込書に必要事項を記入して申し込んでください。使用申込書は、二十一世紀の森管理センターまたは山口市林政課や最寄の林業事務所にあります。

△使用上のきまり▽

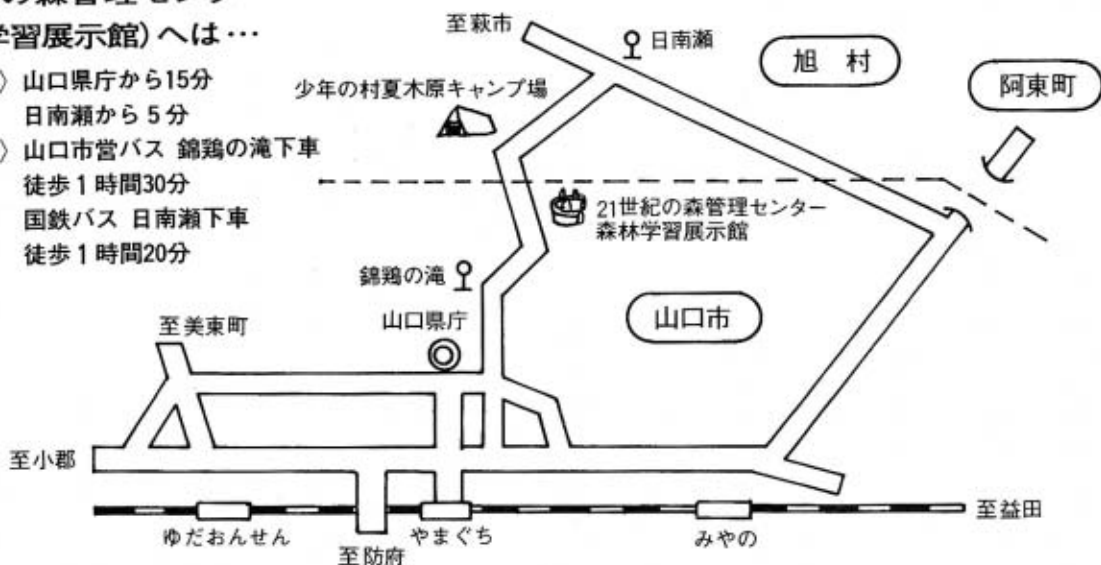
一、使用できる人 夏木原キャンプ場は、五人以上のグループで使用してください。この場合、必ず責任ある指導者の引率を必要とします。

二、使用期間と日時 夏木原キャンプ場の使用期間は、四月一日から十月三十一日までです。また、森林学習展示館は年間九時から十六時三十分の間、開館されます。なお、休日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）と十二月二十八日から一月四日の間です。

その他詳しいことは、山口市大字宮野上字金山、二十一世紀の森管理センター（電話〇八三八五一六〇八四七）へお尋ねください。

21世紀の森管理センター （森林学習展示館）へは…

- 〈車利用〉山口市庁から15分
日南瀬から5分
- 〈バス利用〉山口市営バス 錦鶏の滝下車
徒歩1時間30分
国鉄バス 日南瀬下車
徒歩1時間20分



みんなの健康



下村・齊藤哲さんの

次男 将ちゃん
まさを (1歳)

お母さんの言葉
心身ともにたくましく、そ
して思いやりのある人になっ
てほしい。
それが母の願いです。

写真提供

環境連だより

昭和58年度予算 事業計画を決める

明るい健康な家庭づくりをめざして活動を続けている秋穂町環境衛生連合会では、五月八日(日)に五十五人の出席者と百三十三人の委任状をもって総会を開き、次のとおり予算と事業計画が決められました。

予算総額

百八十八万四千八百十三円

事業計画内容

◎住みよい生活環境づくり運動の推進

①ゴミの持ち帰りとノーポイ運動の推進

②生活排水をきれいにするための運動

③区民総ぐるみによる生活排水路、川、海辺など清掃の推進

④し尿浄化槽の適正な管理普及

◎組織活動の推進

「明るい健康づくり推進のつどい」
「町環境連結成十周年記念大会」
の開催

◎健康づくり運動の推進

役員 (敬称略)

会長 有富 久行 (浜中区)

副会長 内田 友 (宮ノ目区)

松永 林三 (天神町区)

小関 富治 (日地区)

三尾 勝次 (中道区)

中村 克正 (本町区)

福島 政雄 (浜内区)

レントゲン車による 健康診断を実施

町民の皆さんを結核から守るため、本年もレントゲン車による健康診断を次の日程で行います。

6月6日 四		
時間	場	所
9:00 ~ 9:40	大河内北	有楽寺自転車場
9:50 ~ 10:20	大河内南	若村勇治氏宅前
10:30 ~ 11:10	天神町	大海曲橋のり業所前
11:20 ~ 11:50	浜 中	砂田頼男氏宅前
13:00 ~ 13:30	北 条	田中秀雄氏宅前
13:40 ~ 14:10	中 条	豊松大海業所前
14:20 ~ 14:50	井 南	篠田賢治氏宅前
15:00 ~ 15:30	浜 内	公民館前



環境衛生推進功労者を表彰

町環境衛生連合会では、区の組織活動の推進を図り、特に清掃美化に努めるい町づくりに意欲的に取り組まれた功績のあった次のかたがたを環境衛生総会の席で表彰しました。

- 先青江区 上田伸雄氏
- 赤 崎区 吉永十一氏
- 屋 戸区 ひまわり会(コミユニティグループ)

6月の保健衛生行事表

28	27	21	20	16	15	14	13	10	9	8	7	6	日曜日
火	月	火	月	木	水	火	月	金	木	水	火	月	日曜日
13:15 ~ 14:00	13:15 ~ 14:00	13:15 ~ 14:00	13:15 ~ 14:00	別記	別記	別記	別記	別記	別記	別記	別記	別記	受付時間
三種混合 百日ぜき 破傷風	健康診査	一歳六月児 健康診査	BCG接種	ツベルクリン 予防接種	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	一般住民 間接撮影 (移動保 健相談)	行事名
中央公民館	大海分館	中央公民館	大海分館	中央公民館	大海分館	中央公民館	大海分館	中央公民館	大海分館	中央公民館	大海分館	中央公民館	場所
満2歳から満4歳までの幼児	昭和56年10月1日から昭和57年1月31日まで生まれた幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児でツ反検査の陰性者	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	生後3か月から4歳に達するまでの乳幼児	対象

6月8日 樹			6月7日 樹		
時間	場	所	時間	場	所
9:00 ~ 9:30	中 道	藤田寛一氏宅前	9:00 ~ 9:30	小 浜	松崎アヤコ氏宅前
9:40 ~ 10:10	中 道	藤村弘一氏宅前	9:40 ~ 10:10	赤 崎	公民館前
10:20 ~ 10:50	花香南	伊藤道子氏宅前	10:20 ~ 11:00	日 地	公民館前
11:00 ~ 11:30	花香北	公民館前	11:20 ~ 11:50	金山令	松本勲氏宅前
12:50 ~ 13:20	中津江	三浦誠氏宅前	13:00 ~ 13:30	西青江	藤田栄氏宅前
13:30 ~ 14:00	中津江	大野米蔵氏宅前	13:40 ~ 14:10	先青江	公民館前
14:10 ~ 14:50	屋 戸	菅野秀夫氏宅前	14:20 ~ 15:00	中 道	秋葉園前
15:00 ~ 15:30	海岸通	秋穂産業自動車修理工場前			

6月10日 樹			6月9日 樹		
時間	場	所	時間	場	所
9:00 ~ 9:40	西天田	福江忠徳氏宅前	9:00 ~ 9:40	木 町	田中要三氏宅前
9:50 ~ 10:30	東天田	公民館前	9:50 ~ 10:30	浜岡町	宗崎秀孝氏宅前
10:50 ~ 11:30	中 野	公民館前	10:40 ~ 11:10	黒刺南	末繁静江氏宅前
			11:20 ~ 11:50	黒刺南	大林資造氏宅前
13:00 ~ 13:50	下 村	中央公民館前	13:00 ~ 13:30	黒刺北	大木繁幸氏宅前
14:00 ~ 15:00	下 村	町役場	13:40 ~ 14:10	黒刺北	公民館前
			14:30 ~ 15:00	宮ノ目	公民館前

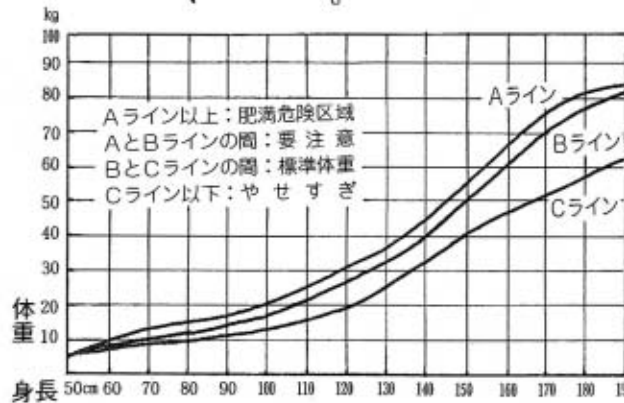


“肥満を防ごう”

省「肥満指導の手びき」による判定法をご参照ください。

●厚生省「肥満指導の手びき」による判定法

図をごらんください。自分の身長と体重の交差する点をみつけだし、それがAライン以上の場合、肥満とみえます。AとBラインの間なら要注意です。



ベルトの穴が一つ増えると、寿命が一年縮まる」といわれます。これは、太りすぎが健康の敵であることを端的に表した言葉といえます。

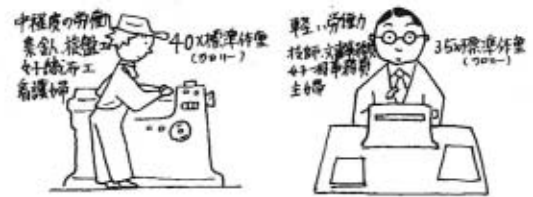
事実、肥満は、糖尿病をはじめ、心臓病、高血圧、肝臓病、動脈硬化症といった各種の成人病を招く大きな要因になることが、統計的にも明らかになっています。

健康は自分でつくるものです。健康で充実した日々を送るためにも、ふだんの食生活や運動にじゅうぶんに注意し、太りすぎを防ぐようにしましょう。

●自分の肥満度を「存じですか」
肥満の予防、解決のためには、まず自分の体重が標準体重なのか、肥満またはやせすぎなのかを正確に知る事です。その判定法はいくつかありますが、ここでは厚生

省「肥満指導の手びき」による判定法をご参照ください。図をごらんください。自分の身長と体重の交差する点をみつけだし、それがAライン以上の場合、肥満とみえます。AとBラインの間なら要注意です。

仕事の程度とエネルギー



② 糖質食品をひかえる

食事の内容が糖質にかたよっていますと、どうしても太ります。糖質のなかで、とくにひかえめにしたいのは砂糖、菓子類です。また果物もとりすぎを避けなければなりません。果物はリンゴ一個、ミカン三個、バナナ一本で、それぞれ八〇キロカロリーもあり

③ 野菜をたっぷり取る
カロリーの少ない、ホウレンソウ

ウやレタス、トマト、ナス、ハクサイなどを食べましょう。野菜は満腹感を与えますから、自然に過食を防ぎます。ビタミン類の補給は、糖質の多い果物より野菜で考えたほうが肥満予防にはよいでしょう。

④ アルコールをひかえる

中年太りになる原因の一つにこのアルコールのとりすぎがあるのです。アルコールは左図で示したよう

●アルコールにご注意



⑤ 食事をきちんと取る
食事抜きは、いまずぐにでもやめるべきです。

食事を抜くとなぜ太るかという点、まとめ食いするために多く食べすぎるようになります。人の代謝には限度があるので、余分なカロリーになりやすいのです。食べる回数を増やすと、カロリー消費の効率もよくなるのですから、一日三食きちんとすることがたいせつです。

一日三食のとり方も、朝と昼食はしっかりと、夕食をひかえめにすることをすすめます。

⑥ 運動を続ける

「運動不足病」という言葉があるくらい、今は運動が忘れられています。車の利用が多くなり、ま

運動で体内の新陳代謝を盛んにし、カロリーを消費することは、肥満予防に絶対欠かせません。特に激しい運動をしなくても軽い運動や散歩を続けることがたいせつです。

ほけん推進委員健康教室 (第3回) を開催します
四月よりほけん推進委員健康教室を開催しています。

このたびは「秋徳町の衛生統計と推進委員自身の健康状態」について講義および実習を行いますので、多数のかたの参加をお待ちしています。

日時 六月三日(金) 午後一時三十分から
場所 秋徳町中央公民館
対象者 各区ほけん推進委員
その他詳しいことは保健衛生課へお尋ねください。

公民館だより

盛大に開催された

体力づくり町民体育大会

どこまでも青く澄みわたる大空と、薫風に恵まれ、昭和五十八年度体力づくり町民体育大会が、四月二十四日(日)九時三十分から多数の町民のかたがたの参加のもと、秋穂中学校グラウンドで盛大に開催されました。

町内全区から選手をはじめ、幼児保育園児、子ども会、婦人会、老

人クラブ、身体障害福祉更生会など、各団体の参加者や応援の人たち五千人が集いました。

秋中プラスチックの軽快なマーチのついでに堂々の入場行進を行い、選手を代表して中道の木原保夫選手「正々堂々と競技します」の力強い宣誓により競技を開始しました。



男子の百足競走

- 第一部
- 優勝 下村 25 ② 中津江
- 20 ③ 中条 18 ④ 中野 18
- ⑤ 黒瀧南 12 ⑥ 日地 11
- ⑦ 金山嶺 6

闘志あふれる得点競技、だれもが笑顔で参加した一般参加競技と、絶好の運動会日和に恵まれた楽しい一日でした。

社会体育推進委員や体育協会、体育指導員をはじめ関係のかたがたには、準備から大会当日の運営まで、終始ご協力とご支援をいただき、厚くお礼申しあげます。

今後の町民体力づくり、健やかな町づくり推進のためいっそうのご協力をお願いします。

成績は次のとおりです。

(順位、地区名、得点)

- 第四部
- 優勝 井南 23 ② 海岸通
- 21 ③ 本町 19 ④ 赤崎 19
- ⑤ 中道 14 ⑥ 花香北 9

- 第二部
- 優勝 天神町 22 ② 屋戸
- 21 ③ 黒瀧北 17 ④ 浜内
- 16 ⑤ 祇園町 15 ⑥ 西天田
- 12 ⑦ 大河内北 7
- 第三部
- 優勝 花香南 24 ② 東天田
- 22 ③ 宮の旦 18 ④ 浜中
- 17 ⑤ 北条 13 ⑥ 上本町



親子体操

石城山家族のつどい大会に参加して

屋戸 内田啓子

四月二十九日、石城山の宿泊訓練所へ行きました。でも、あいにく雨がふり、予定通りする事が出来ませんでした。昼食は、はしゃしゃもじ、ちゃんなど食事に必要な物を竹細工で作り、竹のついでポンボラめしをたき、食べることになっていたのですが、雨だったので、訓練所のおばさんたちが心をこめておいしい石城ごはんをつくってくださいました。『一粒の米にも万人の力がこもっております。一滴の水にも天地の恵みがかもっております。』——この言葉を食べる前に全員で合唱して食べました。

つてみたいなあと思います。

わたしは、アン・カーヴァーです。ロータリークラブのこうかんからきました。七がつまで、あいおちょうのきはらさんのいえにすんでいます。

一がつ二十二日に日本にきました。そしてらいねん一月にオーストラリアにかえります。いま、おごりのこうじょうこうこうでべんきょうしています。

四がつ二十九日きんようびにわたしはいわきさんにきました。バスであいおのひとたちといっしょにいきました。このバスりょうは、あいおちょうのこうみんかんがけいかくしてくださいました。あめがふりましたが、バスりょうはおもしろかったです。わたしは、まだみていない日本をみるとことができました。たけからちゃんとおはしと、しゃもじと、コップをつくりました。おおきなたけはじめてみました。とてもおもしろかったです。

午後は、雨がふっても楽しいようにと、ダンスやゲーム・歌などをしました。今まで知らなかった歌やダンスも教わりました。でも、オリエンテーリングやポンボラめしが出来なかったので、とても残念でした。

オーストラリアにかえるとき、みなさまといっしょにたけでつくったものを日本のおみやげとしてもってかえります。あいおちょうのみなさまにおあいして一じつをとでもたのしくすごすことができました。たいへんお世話になりました。またみなさまといっしょにいきたいです。どうもありがとう。

三時になると退所式を行い、いよいよ訓練所の生活ともお別れするときは、少しさみしい気持ちになりました。帰りは朝の天気と違い、少し晴れていたの、これが訓練所にいるときだったならなあとおもしろくなりました。でも、とっても楽しくて、きびしい一日でした。来年も行ってポンボラめしをつく

家庭教育通信

No.86



発達段階に合わせたしつけのポイント

赤ちゃん時代

◎運動能力を伸ばす

人間らしい感情とともにたいせつなのは、行動力や生活力の土台となる運動機能や感覚機能です。

自由に活動のできる衣服や場所を考慮して運動機能を伸ばすことと、過度にならない程度の刺激(食べものや音がん具など)を与えて感覚機能の正常な発達を助けることを考えてやらねばなりません。

いわば、この時期のしつけとしては、子どもの発達の段階や成長の個性をつかみ、感覚機能や運動機能を伸ばすとともに、大人がむりやりに教えるようと考えずに、大人の気持ちを移してやるのがポイントといえるようです。

幼児時代

しつけを中心に考える場合、子

どもの発達段階は、それぞれの意味において、いずれの年齢もたいせつですが、なかでも幼児期のしつけは、人間の基礎づくりの時期として、また、家庭教育が責任を負わねばならない時期として、とても重要な時期です。

この時期のしつけのポイントとしては、パーソナリティーの全域にわたるかたよりのないしつけを心がけることです。親の勝手な好みから、ある面だけ強調され、他の面は放置されているようなしつけは、子どもの将来を不健全なものとするおそれがあります。特に幼児時代に重視すべきものとしては、六つの柱があげられます。

◎ことばのしつけ

ことばは、大人との交流の中で発達します。話してやる、読んで聞かせてやることもたいせつですが、より以上に子どもの話を聞いてやることもたいせつです。なにしろことばの発達は子どもの知能を伸ばすための重要な道具なのです。ただし個人差が大きく、特に男の子はおくれがちです。他の子どもと比較してあせらないように、またことばについて注意したり、しかったりしては緊張感が伴い失敗しやすいので、気楽にしゃべるふんい気をつくってやることです。

秋穂町立東幼稚園

高木芳子

6月の学級・教室開催日および社会教育団体行事

●公民館の休館：毎週月曜日：祝日

日・曜	中央公民館	大海分館	社会教育団体等	日・曜	中央公民館	大海分館	社会教育団体等
1(木)	トレーニング・卓球・詩吟		秋小・大小6年修学旅行 秋穂保育園バス旅行・大海小遠足 東幼稚園運動訓練・手話講習	16(木)	民謡・洋裁・青年団	謡曲	県栄養推進大会・くしま大学・BCG(中公)
2(木)	民謡・洋裁・青年団	謡曲	秋中PTA研修	17(金)	トレーニング・民謡・栄養教室		東幼稚園クラブ会
3(金)	トレーニング・民謡		保健推進研修会 ボランティア連絡会議	18(土)	謡曲・茶道		郡小中PTA会議
4(土)	謡曲・茶道		学校給食センター運営委員 めぐら学習(青年団)	19(日)	3B体操・絵画 バドミントン		秋中選手権大会
5(日)	3B体操・絵画・バドミントン・町民陸上競技大会		秋穂婦人会総会 報徳会視察旅行	20(月)			心配ごと相談 18か月児検診(中公)
6(月)				21(火)	トレーニング・剣道・和裁・安来節	詩吟	大小参観日 県ゲートボール大会 18か月児検診(中公)
7(火)	トレーニング・剣道・和裁・安来節	詩吟	秋小社会見学 大小交換市	22(水)	トレーニング・卓球・詩吟		商店会総会・大小参観日 手話講習会
8(水)	トレーニング・卓球・高齢者・詩吟		手話講習会	23(木)	民謡・青年団	謡曲	東幼身長・体重測定
9(木)	民謡・青年団・楽焼・いてふ会	謡曲	民生委員会 秋小PTA研修視察	24(金)	トレーニング		児童館参観日
10(金)	トレーニング		心配ごと相談 東幼参観日	25(土)	謡曲・園芸	茶道	秋小運動訓練・東幼誕生会
11(土)	謡曲・園芸	茶道	大海保育園参観日	26(日)	3B体操・絵画 バドミントン・ギター サッカースポ少(秋小)		
12(日)	3B体操・絵画・バドミントン ギター・サッカースポ少(秋小) 88ヶ所めぐり歩こう会		母子幹部会・秋中PTA ソフト大会 えびの会しおり作り	27(月)		民謡	秋穂保育園救急法講習会 秋小代表委員会・県園遊所参観日 三種混合(大海)
13(月)		民謡	ツベルクリン(大海)	28(火)	トレーニング・剣道・華道	詩吟	教育委員会 三種混合(中公)
14(火)	トレーニング・剣道・華道	詩吟	断酒のつどい 五校連絡協議会 ツベルクリン(中公)	29(水)	トレーニング		手話講習会
15(水)	トレーニング・卓球・詩吟		東幼参観日・BCG(大海) 手話講習会	30(木)	青年団		秋小水泳実技講習



八十八カ所めぐり
あるける大会

期日 六月十二日(日)雨天中止、午前八時三十分までに公民館へ集合。コース約二十六キロ、朝日山、岩屋山、仁光寺方面。
参加対象 一般(小学三年生以下は保護者同伴)
詳細については、中央公民館へ。

家庭婦人バレーボール大会

日時 七月十日(日)午前八時三十分から開会式(秋小体育館)
会場 秋穂小、大海小体育館
参加資格 秋穂町バレーボール協会登録チームで、既婚の家庭婦人として編成されているチーム。
競技方法 21点三セットマッチ。
詳細については、中央公民館へ。

郷土史 (117)

神職裁許状

先月号で述べた山根家三代目の入江治右衛門・佐伯正重までは世襲の神職で、特に神職の裁許状を必要としなかった。しかし、寛文五年(六八五)に出された「諸社祿宜神主法度」によって、以後は世襲であっても、一般神職の装束を着用するためには吉田家唯一(神道)の裁許を必要とするようになり、四代目入江采女は寛文九年に上京して、吉田家・卜部兼連卿の裁許状を受けている。

寛文九年に受けた裁許状の写しは下村の入江家に残っていて、次のように書かれている。
防州吉敷郡秋穂村八幡宮の祠官入江采女佐伯成昌恒例の神事参勤の時、可着風折烏帽子、狩衣者神道裁許之状如件
寛文九己酉六月二十八日
神祇管領侍従卜部兼連卿

これ以後、入江左馬允は享保三年七月六日に同様の裁許状を受けており、六代目入江右兵衛も、宝暦四年(七五四)十月二十七日に裁許状を受けて神職を続けている。つぎに七代目入江中務・佐伯正白

も神職としての家督を相続し、吉田家裁許状も受けて神職を続けていた。そのことは、天保十二年(八四二)の『防長風土注進案』の神官の中にその名がみえることから明らかである。すなわち正八幡宮別当社家について次のように書かれている。

正八幡宮 八月十五日十六日 別当遍明院。神主落合主税、祠官入江道之進、佐伯采女、藤村刀衛、藤村河内、入江主殿、入江左源太、入江中務、藤村右近緒方間、山崎撰津。
右のとおりで、この時代には祠官は十一軒になっており、入江中

正八幡宮の社家②

務が七代目で、山根孫三を名乗り商家となる。

次に明治二十八年「著名古社寺調査」があったときに、貞享二年(二六八五)三月二十三日付けの社家記録がのせてあり、この中に鼓頭役采女・掃部隔年相勤め候その外右京、主計、数馬、左兵衛、十右衛門、左太夫、源左衛門、市之丞、以上拾四軒とある。山根家四代目入江采女が鼓頭職を隔年務めていた記録で、山根家系図の中に述べられていることの真实性を証するものである。

富商・山根家

正式な身分は社家であろうが、

商家となった七代目孫三に続き、八代目入江縫殿・佐伯正美も先代の孫三を襲名して葉業が繁昌し、御上に対して御当用銀を差し出し、その功に対して文政のころに一代名字を許され、天保十二年十二月には嫡孫まで山根の名字を免許されている。

九代目も山根孫三を襲名、神職名は佐伯正輔。八代目共に神職の家督を継いだ。が、実際には神職の務めはしていない。商家として繁昌し、各地の塩田地主になって、役目も仰せつけられている。
十代目山根百太郎も、入江式部・佐伯宗崇の神職名を継いだ。が葉

業を続け、明治十年から十四年までは第十一大区第五小区(二島)の戸長(村長)を務めている。その後、長く学務委員に選ばれ、二島の長老役となった。その弟実次郎は大里峠に分家して、しょう油醸造業を始めている。

十一代目が山根宣吉・佐伯正忠で、秋穂浦に薬店を開く。七男一女があり、そのうち四人の男子が薬剤師となっている。宣吉は昭和十四年九月一日に死去。

下村・入江家

山根家の系図の八代目、入江縫殿・佐伯正美、すなわち二代目孫三までは同じであるからそのあと

別家し、入江左ノ介のち式部・佐伯正忠と称して、山根家の神職を受け継いだものようである。

同家の「正八幡式嶋祠官入江中務家代々系図」は、天保十二年七月に、入江中務が「防長風土注進案」の資料として小郡宰判代官所に提出したものの控えである。また別に「入江家系図並裁許状写」もあって、確かな資料である。しかし、さきに述べた山根家系図と同じであるからここでは省略する。

その後この入江家の正忠は明治二年に広吾と改名。そのあとを入江寿雄・佐伯正英が継ぎ、正八幡宮の社掌となって、八坂神社の神職をも兼ねて来た。そのあとを継いだのが入江五郎で、正八幡宮の宮司藤家正夫の弟で養子である。五郎は神職を継ぐことなく、役場に勤めた。

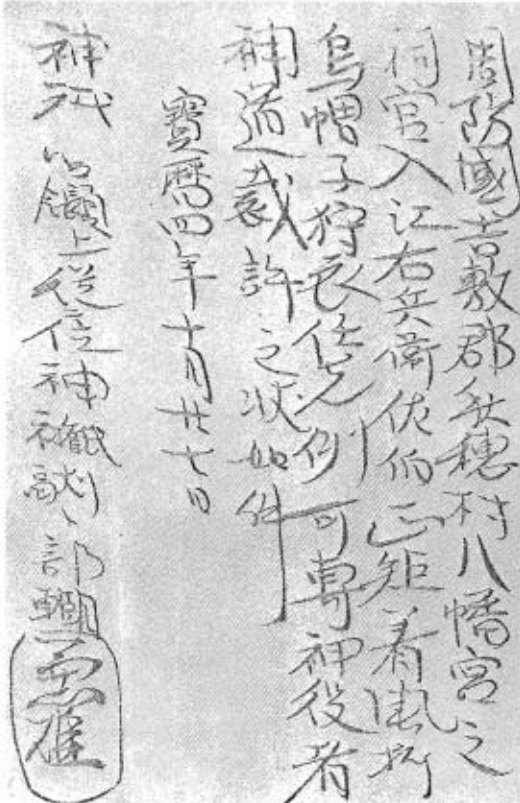
宮ノ且・入江家

入江政一家もかつては社家で、前記山根・入江両家と祖を同じく

する。同家にも古くから伝わった系図があったとのことであるが、某氏に貸して返らず、わずかに人名が列記された控書が残っている。それによると政一は三十五代目で、さきあげた山根・入江両家と同じように入江道直太夫の次男が別家した家筋で、初代を入江重光太夫・佐伯正安と称している。

注目されるのは十八代目・入江重成。このときに正八幡宮が久米山に遷座されたところ。久米山に遷座されたのは文亀元年(一五〇二)で、それより約二十年前ごろ、文明年中に作られた能面に「秋穂太夫重成」作の四面がある。また文明十七年(一四八五)に書かれた正八幡宮の宝物「八幡縁起」の画図をかけた筆者佐伯重成が、共にこの家系の中にある重成の可能性も考えられるが、これを証するものが残っていないのは残念である。

中野 田中稔



税金

中古住宅を購入した ときの不動産取得税

地方税法が改正され、昭和五十八年四月一日以降に中古住宅を購入した場合の取り扱いが次のようになりましたので、中古住宅を購入したときは、最寄りの県税事務所に「不動産の取得申告」をして、詳細をお尋ねください。

△不動産取得税における控除等▽
取得した中古住宅が、次のいずれにも該当する場合は、住宅の価格控除、住宅用土地の税額の減額が受けられます。

①一平方メートルあたりの価格（市町村評価価格をいう。）が、八万七千円以下のもの

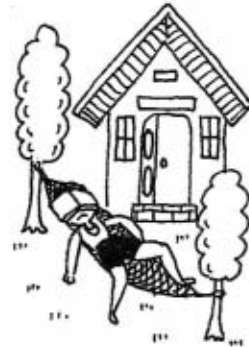
救急病院群輪番表

村田博愛病院 三田尻一丁目1～24 (TEL22-2310)	中原病院 緑町一丁目7～61 (TEL22-3145)
三田尻病院 お茶屋町3～27 (TEL22-1110)	松本外科病院 天神二丁目1～44 (TEL22-1409)

②取得の日前十年（耐火・簡易耐火構造は十五年）の期間内に新築されたもの

③自己の居住の用に供するもの

④床面積が百六十五平方メートル以下で、かつ、四十平方メートル以上のもの



相続と税金

相続税は、亡くなった人（被相続人）の財産を相続や遺贈（遺言によって財産を譲ること）によってもらった人（相続人）にかかる

税金です。

この相続税について、あらましを説明しましょう。

相続税は、相続や遺贈によってもらった「正味の遺産額」が、「基礎控除額」を超える場合にその超える額に対してかかります。

基礎控除額は、二千万円と四百万円に法定相続人の数を掛けた金額との合計額をいい、正味の遺産額とは、被相続人の遺産の総額から、非課税財産（墓所、仏壇、祭具など）及び被相続人の債務や葬式費用を差し引いたものです。

相続税の計算は、まず正味の遺産額から基礎控除額を差し引いて課税遺産額を計算します。

つきに、課税遺産額を各法定相続人が法定相続分にに応じてもらったものとして分け、それぞれの額に税率をかけて税額を計算します。

この税額を合計したものが相続税の総額です。

この相続税の総額を、各相続人や受遺者（遺言によって財産をもらった人）が実際にもらった正味の遺産額の割合に応じてあん分します。このあん分した額が各人の相続税額です。

税率は一〇%から七五%まで、課税遺産額に応じて高くなる超過累進税率となっています。

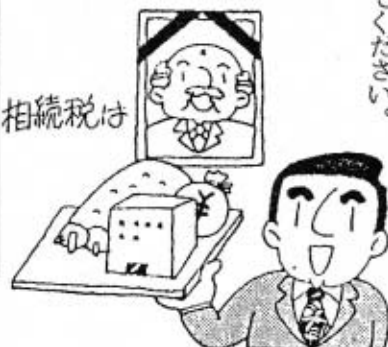
なお、相続人が被相続人の配偶者であるとき、あるいは、未成年者や心身障害者であるときには、その人の相続税額から税額控除が受けられます。

特に、配偶者の場合、配偶者の税額控除を受けると、相続した財産が、正味の遺産額の二分の一か四千万円の内いずれか多い額までであれば、相続税はかかりません。

この控除を受けるためには、相続税の申告書を提出する必要があります。

△相続税の正しい申告と納税▽
相続税の申告と納税は、被相続人が死亡した日の翌日から六か月以内に、被相続人の住所地の税務署にすることになっています。

被相続人が残した財産の内容をよく調べ、申告漏れなどが無いように、正しい申告を期限内に行ってください。



(いずれも防府市)

日	6月		7月	
	曜	病院名	曜	病院名
1日	水	三田尻	金	中原
2日	木	松本	土	三田尻
3日	金	村田	日	村田
4日	土	中原	月	松本
5日	日	三田尻	火	村田
6日	月	松本	水	中原
7日	火	村田	木	三田尻
8日	水	中原	金	松本
9日	木	三田尻	土	村田
10日	金	松本	日	三田尻
11日	土	村田	月	松本
12日	日	中原	火	三田尻
13日	月	三田尻	水	村田
14日	火	松本	木	中原
15日	水	村田	金	三田尻
16日	木	中原	土	松本
17日	金	三田尻	日	三田尻
18日	土	松本	月	村田
19日	日	村田	火	中原
20日	月	中原	水	松本
21日	火	三田尻	木	村田
22日	水	松本	金	三田尻
23日	木	村田	土	松本
24日	金	三田尻	日	松本
25日	土	松本	月	村田
26日	日	中原	火	三田尻
27日	月	村田	水	松本
28日	火	中原	木	三田尻
29日	水	三田尻	金	村田
30日	木	松本	土	三田尻
31日			日	三田尻

時間：平日は午後6時から
翌朝の午前8時30分まで

